

[事案 2019-208] 損害賠償請求

・令和3年5月24日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明により、運用に係る逸失利益が生じたこと等を理由に、損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年5月に契約した年金払定期付積立変額保険2契約（契約①、契約②。契約②は契約①の約20日後に契約）について、以下等の理由により、契約②に関して募集人の誤説明により生じた逸失利益の賠償（請求①）、契約①に関して解約手数料相当額の賠償（請求②）、契約①②を一本化して効率運用していれば得られたはずの逸失利益の賠償（請求③）を求める。

- (1) 請求①について、契約②は、死亡保障を最低限にして、保険料を資産運用に最大限振向けよう要望したが、募集人から、死亡保障の最低設定額を正しくは62万円であったにもかかわらず140万円と説明されたため、140万円に設定したことで資産運用に充てる原資が減った。また、加入2年目以降は、死亡保障額を30万円にまで減額するという約束であったが、減額手続がなされていない。
- (2) 請求②について、契約①を令和元年9月に解約したが、これは本件の一連の問題に起因するものである。
- (3) 請求③について、保障目的と運用目的とに分けて同一商品である契約①②を契約したが、2つに分けることにより運用効率が低下した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②につき、募集人は保障目的と運用目的とに分けた勧誘はしていない。募集人は、婚姻直後の申立人のライフプランを作成し、これにもとづき死亡保障について基本年金額240万円の契約を提案したところ、申立人は、給与収入から保険料を支払うのが困難として、100万円に減額設定した契約①を申込み、その後貯蓄による保険料支払を決定した申立人から、差額の140万円に設定した契約②の申込みを受けたに過ぎず、保険料を最大限運用に振向けるといった話題は出ていない。
- (2) 制度上の死亡保障の最低設定額は62万円であるが、最低設定額について申立人から質問は受けていない。また、2年目以降の年金額を30万円に減額するという約束もしていない。
- (3) 募集人による不適切な募集・説明はなかった。また、保険料が月払の契約①と年払の契約②を1つの契約にすることは、仕組上できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の事情等を把握するため、申立人、募集人および苦情発生後の対応者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に対する損害賠償等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。